

## 茅野市部活動地域展開協議会設置要綱

令和7年3月28日  
茅野市教育委員会告示第4号

### (設置)

第1条 将来にわたり中学校の生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保する観点から、中学校が主体であった部活動について、地域が主体となり関係者が連携して実施するための体制（以下「地域展開」という。）を検討するため、茅野市部活動地域展開協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 部活動の地域展開の在り方に関する事。
- (2) その他部活動の地域展開に関し必要な事項に関する事。

### (組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから茅野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 文化団体関係者
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第7条 会長は、特に必要があると認めたときは、専門的事項を検討するため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、協議会において決定する。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会が行う。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。